

令和5年度 萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、萩・石見空港の利用促進を図ることを目的として、萩・石見空港を離着陸する定期便及び季節運航便（以下「萩・石見空港便」という。）の利用を含む募集型団体旅行を企画・実施する旅行事業者に対し、萩・石見空港利用拡大促進協議会（以下「協議会」という。）が予算の範囲内で交付する萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社とする。尚、募集型企画旅行については運航事業者と包括旅行割引運賃（I I T E）契約を結ぶ旅行会社とする。

(助成対象事業)

第3条 助成の対象となる事業は、以下の各号を満たすものとする。

- (1) 萩・石見空港便の利用を片道1区間以上含む、団体向けの募集型企画旅行（I I T E）もしくは受注型企画旅行（I I T A）であること。
- (2) 中国地区5県（島根県・山口県・広島県・岡山県・鳥取県）以外を出発地とするものであること。
- (3) 1団体（同一日程で同じ旅程を共にする団体。以下同じ。）の予定構成人数が、添乗員を含め10名以上であること。
- (4) 旅行期間に令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間のいずれかの日を含むこと。
- (5) 協議会が行う他の補助金又は助成金の交付を受けないこと。

(助成金額等)

第4条 助成金額は、2,000円に萩・石見空港利用便の延べ利用座席数（添乗員を含む）を乗じて得た額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、利用座席数から除くものとする。

- (1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する地方公務員をいう。）が、公務により利用するもの。
- (2) 無償の航空券を利用するもの。
- (3) 満3歳未満の小児が、座席を確保せず利用するもの。

(交付の申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする旅行会社（以下「申請者」という。）は、萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、旅行出発日の前日までに萩・石見空港利用拡大促進協議会会長（以下、「会長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 旅行の出発日及び旅程が分かる書類（募集チラシ、旅程表等）

(2) 旅行の参加予定人数が分かる書類

(3) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 会長は、前条の申請があったときは、速やかに当該内容を審査し、助成の可否を決定するとともに、当該決定の内容を萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 会長は、必要に応じて前項の決定に条件を付することができるものとする。

(実績報告)

第7条 助成事業者は、助成事業が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金実績報告書（様式第4号）

(2) 萩・石見空港利用便の搭乗券又はご搭乗案内又は搭乗証明書（搭乗座席数分コピー可）

(3) 参加者名簿

(4) その他会長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第8条 会長は、前条の実績報告があったときは、速やかに当該報告の内容を審査し、助成金の交付を適当と認めた場合は、当該助成金の額を確定するとともに、萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付額確定通知書（様式第5号）により助成事業者に通知する。

(補助金の交付)

第9条 前条の交付額の確定の通知を受けた助成事業者は、助成金を請求しようとするときは、萩・石見空港団体旅行誘客促進事業助成金交付請求書（様式第6号）を会長に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。

(交付申請の期限の特例)

- 3 この要綱の施行の日から令和5年4月末日までの間に実施される旅行に係る交付申請の提出は、第5条の規定に関わらず、当該旅行出発日から10日以内に行わなければならない。